

2025年1月18日

報道関係者 各位

プレスリリース

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判（宗教者核燃裁判）

第7回口頭弁論期日 1月30日（木）11：00 東京地裁103号法廷

全国の僧侶、牧師、神職、信徒ら258名が、日本原燃（株）に対して六ヶ所再処理工場の運転差止を求めている「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判（宗教者核燃裁判）」の第7回口頭弁論期日が、約1年2か月ぶりに下記の日程で開かれます。

同再処理工場は当初の完成予定の1993年から27回の延期を繰り返しており、政府が推進する核燃料サイクル政策が破綻していることに他なりません。

法廷で原告らは、地震に関する主な争点①地震の予知予測が不可能であることを前提に、規制基準が不合理であること、②本件施設の基準地震動700ガルは低水準（珍しくない）の地震動であること、③基準地震動が建設当初の375ガルから現在700ガルに引き上げられているにもかかわらず、アクティブ試験によって放射性物質に汚染されたため耐震補強工事ができないことから、700ガルに達しない地震であっても、本件再処理工場が危機的状況に陥るおそれがあることをについて、被告準備書面に対する反論書面に基づくプレゼンを行います。また、原告である僧侶・田中徳雲さんが意見陳述を行い、約800年の歴史がある地域の中心的なお寺の住職として、福島第一原発事故によって奪われた豊かな生活、事故の教訓として被害者であるとともに利便性のある生活を享受した加害者であることを学んだこと、私たちは何を学ぶべきかをよびかけます。ぜひ取材してくださいませよう、お願いいたします。

宗教者核燃裁判原告団共同代表

中嶋哲演（真言宗御室派）

内藤新吾（日本福音ルーテル教会）

記

■2025年1月30日(木)

10:00 東京地裁前アピール(原告、弁護団)

11:00 開廷(103号法廷)

12:00 記者会見 司法記者クラブ(東京地裁・高裁2階 幹事社:TBS)

出席:原告、弁護団

■報告集会 会場:聖アンデレ教会

13:00 報告集会 弁護団プレゼン、原告意見陳述、質疑応答 意見交換

青森ツアー報告、能登被災地報告

15:00 終了予定

▶聖アンデレ教会

〒105-0011 港区芝公園 3-6-18 電話:03-3431-2822

最寄り駅は東京メトロ日比谷線「神谷町」駅

出口1番から飯倉交差点経由、東京タワーに向かって徒歩8分

▶報告集会はオンライン(zoom)中継します。

zoom参加申し込みは事務局メール kakunen.saiban@gmail.com まで

後日の視聴も可能です。

■連絡先

宗教者核燃裁判東京事務所 〒112-0002 東京都文京区小石川 3-4-14 見樹院内

TEL 03-3812-3711 FAX 03-3815-7951 Mobile 090-3213-4575(当日現地)

「宗教者核燃裁判」 <https://www.kakunensaiban.tokyo/>

※訴訟の概要は別紙「第7回口頭弁論期日の概要」をご覧ください。

以上